

消防消第 234 号  
平成 30 年 9 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

### 消防吏員の色覚検査の基本的な考え方について（通知）

雇入れ時の健康診断の健診項目としての色覚検査については、色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること、さらに色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られること等から、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 172 号）による労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の改正により、廃止されたところです。

一方で、これに伴い発出された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 7 月 16 日付け基発第 634 号厚生労働省労働基準局長通知。以下「基発第 634 号通知」という。別添参照。）においては、「本改正は、各事業場における個別の必要性に基づく自主的な取り組みとしての色覚検査の実施を禁止するものではないが、改正の趣旨にかんがみ、職務に必要とされる色の識別能力を判断する際には、各事業場で用いられている色の判別が可能か否かの確認を行う等にとどめることが望ましい」とされています。

消防吏員の採用に当たっての条件の設定や試験の内容は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）上、任命権者等が定めることとされており、各消防本部等において判断するものでありますが、今般、消防吏員の色覚検査の基本的な考え方を下記のとおり取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、この旨十分御理解の上、適切に御対応いただくようお願いいたしますとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 消防業務は、消火活動、危険物の取扱い、傷病者の搬送、人命の救助等において、迅速かつ正確な判断が必要とされており、こうした現場においては、色が重要な判断要素となる場合もある（注1）。

また、色覚の異常が発覚した時点で、当該消防吏員につき人事配置又は業務上の配慮を行う必要が生じた事案も見受けられたことから、消防吏員の色覚の状況を的確に把握しておくことは重要である（注2）。

したがって、採用試験において色覚検査を実施していない消防本部においても、最終合格発表後に色覚の状況をあらかじめ把握しておくことは必要と考えられる。

色覚異常の症状は人によって様々であるが、あらかじめ状況を把握しておくことで、本人の自覚を促し、周囲のサポートが得られることで事故の未然防止につながるとともに、消防現場において幅広い人材を確保することにも資するものと考えられる。

- 2 採用試験における色覚検査については、基発第634号通知の内容を踏まえ、当該消防本部の規模や職員配置の状況等を考慮し、各消防本部等において、その実施の必要性を検討すること。その上で、採用試験において色覚検査を実施する場合には、検査の実施及びその結果の取扱いについては、応募者の適性と能力について、消防業務への支障の有無を確認し、判断するための必要最小限のものとする。
- 3 その際、現在、消防現場においては、軽度な色覚異常を有しつつも、本人の自覚や周囲のサポート等により、消防業務を適切に遂行し、活躍している消防吏員も少なくないことに十分留意する必要がある。

また、消防吏員の採用要件として、完全に正常な色覚を求めることは、職務への支障が生じないことという範囲を超えた過度な取扱いであり、適切ではない（注3）。

- 4 なお、採用試験において色覚検査を実施する場合においては、その旨を募集要項等に明確に記載することが、また、採用の判断根拠として色覚を使わないのであれば、採用試験において検査を実施しないことが適切である旨、念のため申し添える。

（注1）消防業務においては、例えば、次のような色が重要な判断要素となる場合が想定される。

消火活動：煙や炎の色、危険物の取扱い：危険物を保管するボンベの色、

傷病者の搬送：トリアージタグや傷病者の顔等の色、人命救助：出血等の色 など

（注2）色覚の状況把握については、色覚異常の症状は様々であること、本人の体調や周囲の環境によっても左右され得ることなどから、その具体的な検査方法、判別基準等を一律に示すことは困難であるが、汎用性や合理性等を考慮し、石原色覚検査表によりスクリーニングを行い、色相配列検査（パネルD-15）により、異常の程度を判定するという手法が広く用いられている。

（注3）ヘリコプターの操縦士に係る航空身体検査証明など、法令等により色覚に関する基準が特に定められている場合は、それに従うこと。

### 【問合せ先】

消防庁消防・救急課

畑中、田村、森

電話：03-5253-7522

e-mail：shokuin@soumu.go.jp

基 発 第 6 3 4 号  
平 成 1 3 年 7 月 1 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第172号)が、平成13年7月16日に公布され、平成13年10月1日から施行されることとなったところである。

については、下記に示す改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図り、その運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく雇入時健康診断は、雇い入れた労働者の適正配置や入職後の健康管理の基礎資料を得ることを目的として事業者に対して実施を義務付けているものであり、色覚検査についてもこの一環として実施されてきたものである。

しかしながら、色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること、さらに色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られること等から、今般、雇入時健康診断の健診項目としての色覚検査を廃止する等所要の整備を行ったものである。

#### 第2 改正の内容

##### 1 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の一部改正

###### (1) 第43条第1項第3号について

第43条第1項第3号に規定される「色覚の検査」を削除したこと。

###### (2) 第271条について

化学設備等のバルブ等の誤操作を防止するための第271条第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

###### (3) 第273条の5について

特殊化学設備等の予備動力源のバルブ等の誤操作を防止するための第273条の5第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

###### (4) 第573条について

鋼管の混用による労働者の危険を防止するための第573条第1項の措置として色を付する方法による場合は、色を付する以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

###### (5) 様式第5号について

様式第5号(健康診断個人票(雇入時))から「色覚」の欄を削除したこと。

2 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)の一部改正

第25条について

有機溶剤の区分の表示は、色分けによる方法と併せて色分け以外の方法によることとしたこと。

なお、色分け以外の方法とは、当該区分を見やすい文字で記載する等の方法をいうこと。

3 特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)の一部改正

(1) 第15条について

特定化学設備のバルブ等の誤操作を防止するための第15条第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

(2) 第19条の3について

予備動力源等のバルブ等の誤操作を防止するための第19条の3第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

第3 その他

改正の趣旨及び内容の周知に当たっては、以下の事項を理解の上、これに留意して実施すること。

- (1) 本改正は、各事業場における個別の必要性に基づく自主的な取組みとしての色覚検査の実施を禁止するものではないが、改正の趣旨にかんがみ、職務に必要とされる色の識別能力を判断する際には、各事業場で用いられている色の判別が可能か否かの確認を行う等にとどめることが望ましいこと。
- (2) 事業者が個別の必要性に基づき色覚検査を実施する際には、労働者の業務との関連性が認められるとともに、検査の必要性等について十分な説明を行い、労働者の同意を得つつ適切な方法により実施されることが望ましいこと。
- (3) 事業者による自主的な色覚検査の実施等によって当該事業場のすべての労働者が適正に色を識別できることが確認されている場合であっても、改正後の労働安全衛生規則第271条第2項等の規定による色分け以外の措置を併せて行う必要があること。
- (4) 各事業場内において、「色」表示のみにより労働者の安全への配慮等を行っているものについては、色の表示を生かしつつ、文字等の併用や異なった形や大小の差による区別を行う等の工夫を行い、誰もが判別しやすい表示を行うことが望ましいこと。
- (5) 事業者に対する色覚異常についての正しい理解の促進のための啓発の具体的な方法等については別途指示する予定であること。

別添

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令新旧対照表[1/2]

図.F\_001

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（雇入時の健康診断）                      第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）                      三 身長、体重、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査                      四〇十一 （略）</p> <p>（バルブ等の開閉方向の表示等）                      第二百七十一条 （略）</p> <p>2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。</p> <p>（予備動力源等）                      第二百七十三条の五 （略）</p> <p>2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。</p> <p>（鋼管の強度の識別）                      第五百七十三条 （略）</p> <p>2 前項の措置は、色を付する方法のみによるものであつてはな</p>	<p>（雇入時の健康診断）                      第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）                      三 身長、体重、視力、色覚及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査                      四〇十一 （略）</p> <p>（バルブ等の開閉方向の表示等）                      第二百七十一条 （略）</p> <p>（予備動力源等）                      第二百七十三条の五 （略）</p> <p>（鋼管の強度の識別）                      第五百七十三条 （略）</p>

図.F\_002

40.48.5°

改正案

現行

様式第5号 (第51条関係) (1)

健康診断個人票 (届入時)

氏名	出生	生年月日	性別	年月	日	健康診断年月日	年月	日
氏名	出生	生年月日	性別	年月	日	健康診断年月日	年月	日
血液検査	血圧	血色素量 (g/dl)	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	白血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	血小板数 (万/mm <sup>3</sup> )	尿糖	尿蛋白	尿潜血
血糖値 (mg/dl)	コレステロール (mg/dl)	γ-GTP (IU/l)	AST (IU/l)	ALT (IU/l)	尿酸 (mg/dl)	心電図検査	胸部X線検査	聴覚検査
その他	医師の診察	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見
医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見

備考

- 1 労働安全衛生規則第43条、第45条又は第46条の届入時の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 BMIは、次の式により算出すること。  
BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)<sup>2</sup>
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は ( ) 外に、矯正している場合は ( ) 外に記入すること。
- 4 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第43条の規定に基づき労働安全衛生検査所又は労働安全衛生検査所指定の測定により測定した結果を記入すること。
- 5 「医師の診察」の欄は、検査なし、異常を認め、異常を認めない、異常を認めない等の項目について結果を記入すること。
- 6 「医師の意見」の欄は、検査結果の記載、異常の有無等と併せて、必要上の措置について医師の意見を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、労働安全衛生規則第43条の規定に基づき検査を受けた場合に記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、医師の意見による健康診断の結果、異常の有無等と併せて、必要上の措置について医師の意見を記入すること。

様式第5号 (第51条関係) (1)

健康診断個人票 (届入時)

氏名	出生	生年月日	性別	年月	日	健康診断年月日	年月	日
氏名	出生	生年月日	性別	年月	日	健康診断年月日	年月	日
血液検査	血圧	血色素量 (g/dl)	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	白血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	血小板数 (万/mm <sup>3</sup> )	尿糖	尿蛋白	尿潜血
血糖値 (mg/dl)	コレステロール (mg/dl)	γ-GTP (IU/l)	AST (IU/l)	ALT (IU/l)	尿酸 (mg/dl)	心電図検査	胸部X線検査	聴覚検査
その他	医師の診察	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見
医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見	医師の意見

備考

- 1 労働安全衛生規則第43条、第45条又は第46条の届入時の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 BMIは、次の式により算出すること。  
BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)<sup>2</sup>
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は ( ) 外に、矯正している場合は ( ) 外に記入すること。
- 4 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第43条の規定に基づき労働安全衛生検査所又は労働安全衛生検査所指定の測定により測定した結果を記入すること。
- 5 「医師の診察」の欄は、検査なし、異常を認め、異常を認めない、異常を認めない等の項目について結果を記入すること。
- 6 「医師の意見」の欄は、検査結果の記載、異常の有無等と併せて、必要上の措置について医師の意見を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、労働安全衛生規則第43条の規定に基づき検査を受けた場合に記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、医師の意見による健康診断の結果、異常の有無等と併せて、必要上の措置について医師の意見を記入すること。

改 正 案	現 行
<p>（有機溶剤等の区分の表示）</p> <p>第二十五条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。</p> <p>2 前項の色分けによる表示は、次の各号に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める色によらなければならない。</p> <p>一 第一種有機溶剤等 赤</p> <p>二 第二種有機溶剤等 黄</p> <p>三 第三種有機溶剤等 青</p>	<p>（有機溶剤等の区分の表示）</p> <p>第二十五条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、その区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる色をもつて、見やすい場所に表示しなければならない。</p> <p>一 第一種有機溶剤等 赤</p> <p>二 第二種有機溶剤等 黄</p> <p>三 第三種有機溶剤等 青</p>

図.F\_005

三 特定化学物質等障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）

改正案	現行
<p>（バルブ等の開閉方向の表示等） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。</p> <p>（予備動力源等） 第十九条の三（略）</p> <p>2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。</p>	<p>（バルブ等の開閉方向の表示等） 第十五条（略）</p> <p>（予備動力源等） 第十九条の三（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

